

沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査及び鉄軌道導入効果等検討業務（R6）

に関する公募型プロポーザル実施要領

※本公募は、令和6年度の沖縄県当初予算の成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものです。県議会において当初予算案が否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

1 委託業務の内容

「沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査及び鉄軌道導入効果等検討業務（R6）仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に道路や鉄軌道における費用便益に関する調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記(1)から(7)まで全て、構成員は上記(1)を除く、(2)から(7)の要件全てを満たすこと。

3 提出書類

- (1) 質問票(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 企画提案(様式3-1)及び企画提案書(様式3-2または任意様式(A4縦))
企画提案を求めるテーマは、(ア)～(ウ)の3つの事項である。仕様書及び以下の留意点を踏まえ、テーマ毎に企画提案書を作成すること。

【留意点】

(ア) フィーダー交通(LRT,BRT)に関する情報の収集／路線の抽出・整理・分析

- ① 沖縄鉄軌道導入に係る路線の抽出・整理・分析について、以下の視点からの具体的な路線の抽出理由とともに複数路線を選定し分析する手法となっているか。

【STEP1】

- ・既往調査や統計データ、現行/将来交通量、交通需要、夜間人口(DID 地区)、想定ルートにおける利用者数(OD)、事業費、採算性、構造的制約(道路幅員や橋梁箇所、上載荷重の制約)を踏まえたフィーダー交通(25路線程度)の路線抽出となっているか。

【STEP2】

- ・STEP1を踏まえて、複数路線を選定するための情報の整理となっているか。
- ・追加提案項目が、フィーダー交通を導入する際に必要な視点となっているか。

【STEP3】

- ・フィーダー交通の可能性のある路線について、適切な概算費用便益比の算出方法を提案しているか。

(イ) フィーダー交通(モノレール延伸)に関する情報の収集・整理・分析

- ・モノレール延伸の可能性のある2ルートについて、適切な概算費用便益比の算出方法を提案しているか。
- ・モノレール延伸の可能性について適切な評価方法を提案しているか。

(ウ) 沖縄鉄軌道導入に係る B/C の向上につながる便益項目の分析・評価

沖縄鉄軌道導入に B/C 向上効果を念頭にした項目の提案となっているか。また、効果的な情報収集の手法、情報の整理、それらを活用した分析・評価に係る提案内容について、その的確性や具体性が高い場合に優位に評価する。

(ア)～(ウ) 共通

- ・テーマ毎の枚数の指定は無く、全て合わせて 12 ページ以内とする。
- ・フォントは原則 11 ポイントとする。
- ・図、グラフ等の掲載可。

(4) 会社概要書(様式4)

※共同企業体を構成する場合は、代表者、構成員それぞれが提出すること

※様式中、注意書きに留意し、該当があれば証明できる資料を添付すること

(5) 会社の業務実績(様式5)

過去5年間に受託した類似業務実績について、記載すること。

※記載内容に重大な詐称等があった場合には、優先交渉者の取消とする。

(6) 業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(7) 業務工程表(様式7または任意様式)

(8) 誓約書(様式8)

※共同企業体を構成する場合は、代表者、構成員それぞれが提出すること

※様式中、注意書きに留意し、応募要件確認書類を添付すること

(9) 見積書(任意様式)

総額 30,250,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の基準書により本業務に係る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

また、本業務においては、設計業務等標準積算基準書(発刊:一般社団法人 全国地質調査業協会連合会)等を参考に積算し、内訳を明らかにすること。

(10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

(1) 上記3の(3)～(7)、(9)

10部(用紙はA4縦判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

(2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

(1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和6年3月22日(金) 12時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付

(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)

送付用 Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和6年3月26日(火)までに交通政策課ホームページにおいて回答する。

(2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和6年4月10日(水) 12時

※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当者

電話 098-866-2045

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 企画提案書等の審査・選定方法

「沖縄鉄軌道導入を見据えたフィーダー交通可能性調査及び鉄軌道導入効果等検討業務(R6)選定委員会(以下「委員会」という。)を設置の上、審査し、最も優れた1者を選定する。応募者が1者の場合は、委員会において妥当性の審査を行う。

※ヒアリング時等の追加資料は受理しない。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(1) 第1次審査(応募要件の確認)

ア 企画部交通政策課公共交通推進室(「事務局」という)が、提出された企画提案書について、「沖縄鉄軌道を見据えたフィーダー交通可能性調査及び鉄軌道導入効果等検討業務(R6)に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づく応募要件の確認を行う。

応募要件を満たした企画提案書等について、第2次審査を実施する。

イ 第1次審査結果は、令和6年4月12日(金)までに企画提案者全員に通知する。

(2) 第2次審査(ヒアリング又は書面による審査)

ア 第2次審査は、委員会において、企画提案書の内容について、提案業者からヒアリングを行う。評価項目、評価の着目点及び評価点は「企画提案書等評価基準(別紙1)」のとおりとする。

ただし、応募状況等により委員長が認める場合は書面審査のみ実施する場合もある。

【特記事項】

提案者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合又は国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、委員会の評価結果に2点の加点措置を行う。

※提案者・・・共同企業体の場合、代表者、構成員いずれでも可

イ ヒアリング

(ア) 実施場所

沖縄県庁内会議室

(イ) 実施予定日

令和6年4月18日(木曜日)

※時刻、実施場所、留意事項等は別途連絡する。

(ウ)出席者

配置予定の総括責任者、担当者等の中から3名以内。

(エ)実施方法

提案内容説明(15分)後に、質疑応答(15分)を行う。提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

(3)優先交渉者の選定

委員会の審査により、最も優れた1者を優先交渉者とする。

審査結果は、第2次審査受験者全員にすみやかに通知する。

7 契約の締結

(1)優先交渉者(委託先候補者)と業務内容、契約条項等を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

(2)契約金額は、委託先候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案書提出時に提出された見積書と同額とならない場合がある。

(3)優先交渉者との協議が整わなかった場合は、委員会における評価順位が次順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

8 その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2)企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

(3)提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。

(4)提出された企画提案書等については公表しない。